

水道料金改定のお知らせ

令和2年（2020年）4月1日から水道料金について、率にして平均12%の値上げをさせていただくことになりました。

このお知らせは、値上げについて市民の皆さまに正しくご理解いただくため、ご案内するものです。

（今回の改定は水道料金のみで、下水道使用料の改定はございません。）

水道料金改定のお願い

行田市水道事業では、平成6年1月に水道料金を改定（改定率28.28%）して以来、今日まで25年以上もの間、現行の料金を据え置き、健全経営のための努力を重ねてきました。

かろうじて黒字経営を続けてきた水道事業ですが、給水人口の減少により全体の使用水量が減る中、収入の柱となる料金収入の減少が続いており、近い将来には、経営が成り立たなくなることが予測されていること、また昭和50年代に布設した多くの管路が法定耐用年数の40年を経過するため、それらの更新が必要となるなど、様々な課題に直面しております。

こうした状況から、安全で安心な水を継続してお届けできる事業経営を行い、水道事業を次世代に引き継ぐためにも、今回やむを得ず水道料金の改定（値上げ）をお願いすることといたしました。

引き続き、更なる経費節減に努め、効率的な事業経営とサービスの向上に一層取り組んでまいりますので、市民の皆さまのご理解を何卒お願いいたします。

新旧水道料金表（1か月あたり、消費税抜き）

【旧料金表】基本料金（基本水量10m³まで）＋従量料金＋メーター使用料

用途	基本水量	基本 料金	従量料金（1㎡につき 円）				水道メーター使用料	
			①	②	③	④	13mm	80
			11～20㎡	～50㎡	～100㎡	100㎡超	20mm	150
一般用	10㎡まで	1,090	135	150	170	180	25mm	160
業務用		1,300	155	170	185	195	40mm	310
臨時用		2,000	230	250	280	300	50mm	1,650
							75mm	2,150
							100mm	2,800

【新料金表】基本料金（基本水量6m³まで・メーター使用料含む）＋従量料金

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金（1m ³ につき 円）					
				① 7～10m ³	② 11～20m ³	③ ～50m ³	④ ～100m ³	⑤ ～500m ³	⑥ 500m ³ 超
一般用	13	6m ³ まで	1,300	10	145	152	174	196	218
	20		1,400						
	25		4,000						
	40		7,500						
	50		12,000						
	75		15,500						
	100		19,000						
	150		22,500						
臨時用		6m ³ まで	1,350	223	258	280	314	336	

主な改定内容

- 1) **用途別**（一般用・業務用）料金体系から**口径別**料金体系に変更
- 2) メーター使用料の廃止（新料金の基本料金に含める変更）
- 3) 基本水量を10立方メートルから6立方メートルに変更
- 4) 従量料金の区画を、4区画から6区画へ変更

新料金の算出のしかた

メーター口径13mmのお客様が2か月で
40m³使用した場合

⇒1か月あたり20m³

【基本料金】 1,300円

【従量料金 7～10m³】 4m³× 10円＝ 40円

【従量料金11～20m³】 10m³×145円＝1450円

1か月あたり（税抜き） 2,790円

2,790円×1.10（消費税等）＝3,069円

2か月あたり 3,069円×2か月＝6,138円

新料金の簡易計算が出来ます

検針票で、現在の契約状況（口径・用途・使用水量・下水道使用有無）を確認して、「簡易計算表」に入力すると、新料金と旧料金の比較が出来ます。

上下水道使用水量・料金等のお知らせ

検針票

様

お客様番号

使用月 年 月分
検針日 年 月 日
水栓所在地

口径 mm メーター番号

用途 検針員

今回指針 m³ 前回指針 m³

旧メーター水量 m³

使用水量 m³

下水排水量 m³

水道料金 円

メーター使用料 円

下水道使用料 円

合計金額 円

【参考】新旧料金

2か月あたり（消費税込み）

現在の契約が一般用で口径13mmのお客様

使用水量	旧料金	新料金	増加額
12m ³ まで	2,574円	2,860円	286円
15m ³	2,574円	2,893円	319円
20m ³	2,574円	2,948円	374円
25m ³	3,311円	3,745円	434円
30m ³	4,059円	4,543円	484円
35m ³	4,796円	5,340円	544円
40m ³	5,544円	6,138円	594円
45m ³	6,369円	6,974円	605円
50m ³	7,194円	7,810円	616円
55m ³	8,019円	8,646円	627円
60m ³	8,844円	9,482円	638円

現在の契約が一般用で口径20mmのお客様

使用水量	旧料金	新料金	増加額
12m ³ まで	2,728円	3,080円	352円
15m ³	2,728円	3,113円	385円
20m ³	2,728円	3,168円	440円
25m ³	3,465円	3,965円	500円
30m ³	4,213円	4,763円	550円
35m ³	4,950円	5,560円	610円
40m ³	5,698円	6,358円	660円
45m ³	6,523円	7,194円	671円
50m ³	7,348円	8,030円	682円
55m ³	8,173円	8,866円	693円
60m ³	8,998円	9,702円	704円

新料金の適用について

行田市では、検針及び料金徴収を2か月毎に行っています。このため、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区があります。新料金の適用については、下記のとおりです。
 なお、**水道料金のお支払いは、検針日の翌月**となります。

対象	検針月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
4月1日以前からご利用の方	奇数月検針		← 旧料金	→ 検針日	← 新料金	→ 検針日	
	偶数月検針	← 旧料金	→ 検針日	← 新料金	→ 検針日		

水道料金改定の必要性

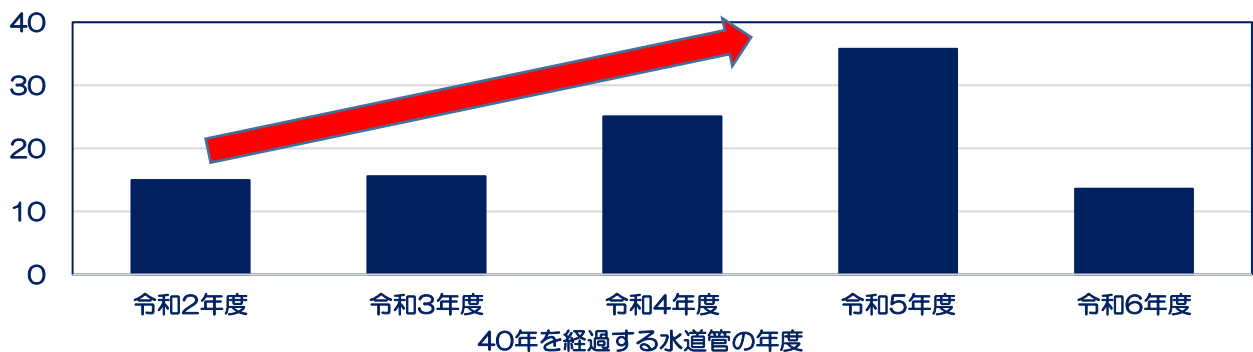
老朽化する水道施設（水道管含む）の増大

下図のとおり、今後法定耐用年数の40年を経過する水道管を大量に更新する必要があります。

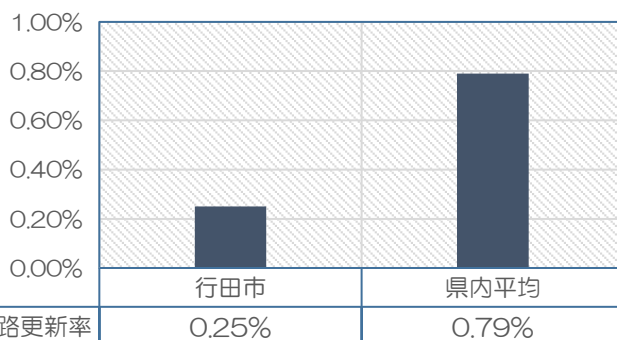
平成30年度から10年間で、約88億円の更新費用を見込んでいます。

布設延長
(km)

布設した水道管が40年を経過する年度別の延長



管路更新率：事業費を確保し、更新のスピードを高める必要があります。

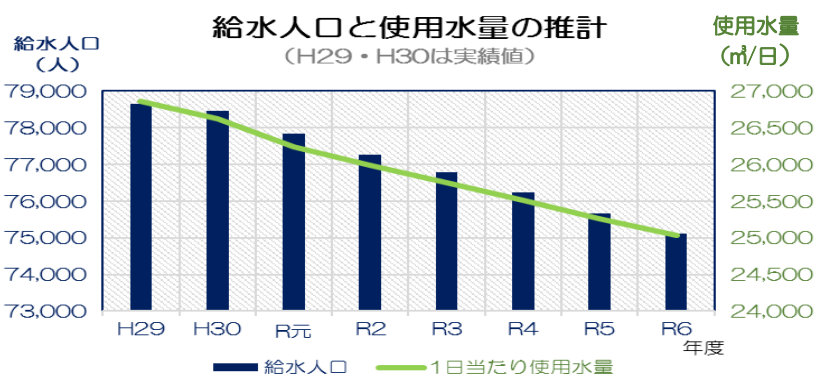


左のグラフは、水道管の更新をどれだけ行ったかを示す指標であり、値が大きい方が計画的に更新を行っている状態です。

本市は、**県内55事業者中53番目と低い水準**であり、この値は水道管の更新完了まで400年の期間を必要とすることを意味し、建設事業費を確保し、更新のスピードを高める必要があります。

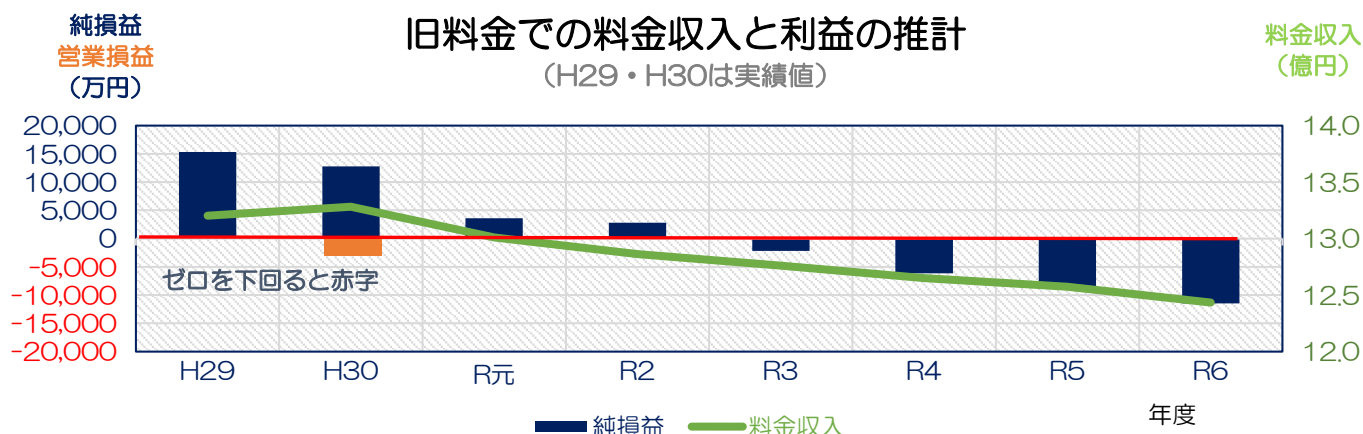
水道事業を取り巻く 環境の変化

右図のとおり、給水人口は年々減少しており、今後も減少傾向は続く見通しです。これに追従する形で、使用水量（一日平均給水量）も減少傾向となります。

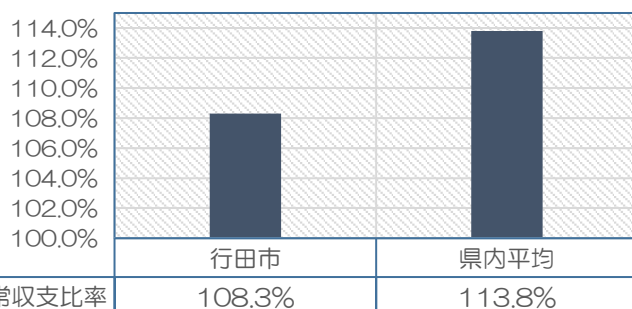


一段と厳しくなる水道経営

下図のとおり、水道料金をこのまま据え置き、将来の経営状況を試算した結果、料金収入は減少し、**近い将来、純損益が「赤字」となる見通し**です。
また、平成30年度の水道事業決算では、営業赤字が約3,370万円となっています。
このため、早期の経営健全化の取組みが必要となっています。



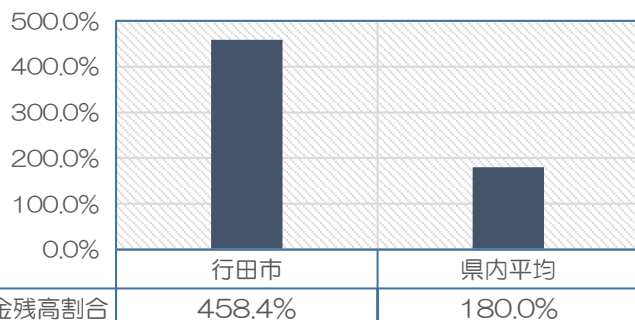
経常収支比率：近い将来100%を割り込み、赤字となる予測です。



左のグラフは、収入で費用が賄われているかを示す「経営の健全度」を表す指標であり、100%を超えれば黒字経営で、また値が大きい方が健全な状態です。

本市は、**県内55事業者中41番目**となっており、近い将来にこの値が100%を割り込み赤字となることが予測されており、喫緊の経営改善に向けた取組みが必要です。

借入残高割合：県内最高水準であり、これ以上増えないようにする必要があります。



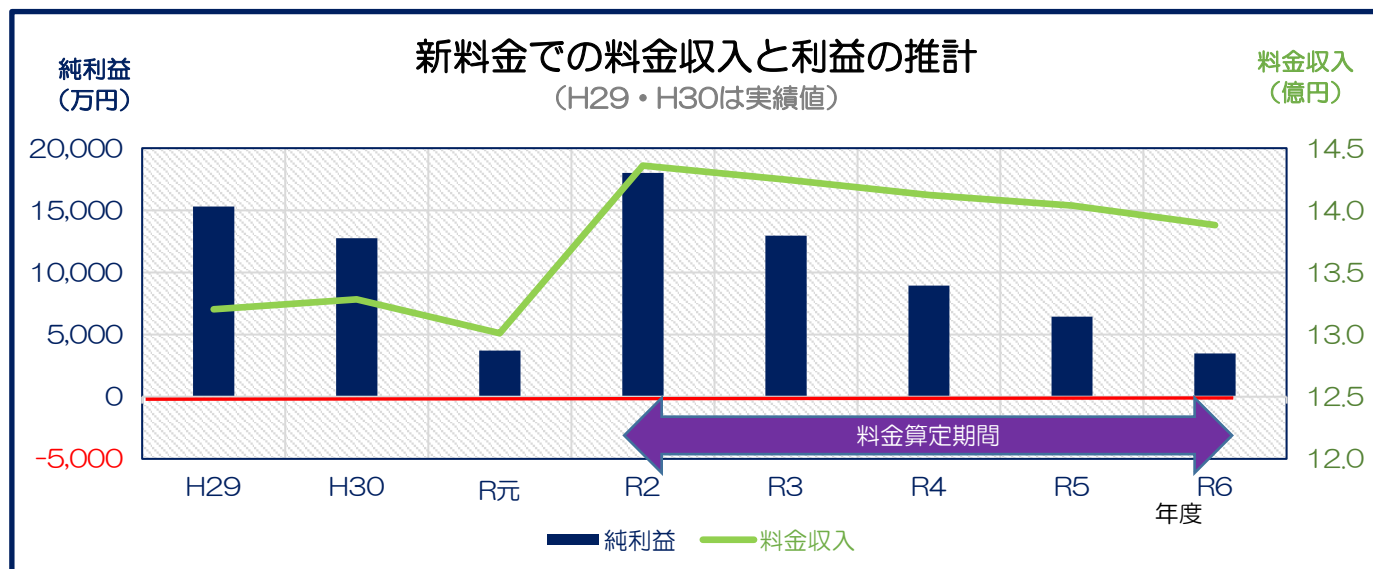
左のグラフは、料金収入に対してどの程度借入金があるかを示す「財政の健全度」を表す指標であり、値が小さい方が健全な状態です。

本市は、**県内55事業者中、最も高い割合**であり、借入の増加は、経営を圧迫することになり、また次世代に負担をかけることから、この値を増えないようにする必要があります。

新料金を踏まえた今後の水道経営

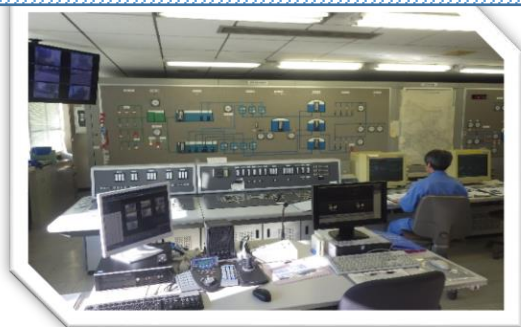
下図のとおり、今回の平均12%の料金改定により、料金算定期間である令和2年度から令和6年度までの5年間で、純利益を約5億円（年平均約1億円）確保できる見込みです。

この純利益を活用して、老朽化した管路や浄水場などの施設更新を順次実施していくことが可能となります。



次世代に引き継ぐために

安全で安心な水道水を継続してお届けするため、水の運用の要となる向町浄水場内の中央監視装置などの更新や管路の耐震化を積極的に進めていきます。



更新が必要な中央監視装置



水道管の耐震化工事

水道事業を安心して次世代に引き継ぐため、
平均12%の値上げに ご理解をお願いいたします

【お問合せ】

行田市都市整備部水道課
〒361-0038 行田市大字前谷1番地1
Tel 048-553-0131 (直通)
Fax 048-553-0137
E-Mail suido@city.gyoda.lg.jp

